

第4回佐賀市文化振興基本計画策定委員会 会議録

開催日	令和2年11月30日（月）	
開催時間	16時～17時15分	
出席者	委員	高島委員長、金子副委員長、西原委員、白木委員、 桑原委員、宮崎委員、吉村委員
	事務局	百崎教育部長、木島教育副部長兼文化振興課長、 北島副課長、角係長、上瀧主任
議 事	第3次佐賀市文化振興基本計画について	
欠席委員	福島委員	
傍聴者	なし	
報道関係者	なし	

○事務局

ただいまから、第4回文化振興基本計画策定委員会を開催いたします。

本日の流れでございますが、お手元の次第に沿って進めてまいります。事前にお送りしていた資料、また、現計画の冊子等を持ちでない方は申し出ください。

これからの会議は、佐賀市文化振興基本計画策定委員会設置要綱第5条の規定に基づき、高島委員長に進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○委員長

それでは、私の方で議事の進行をいたします。

この議事の進行でございますが、本日の会議の公開の是非を図りたいと思います。いかがでしょうか。

（異議なしの声）

○委員長

それでは、本日の会議を公開として、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、前回の会議を経て、修正した部分の説明をしていただき審議いたします。

まず、前回会議を経て修正した個所について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

前回会議後に、計画全体を通して、用語の修正を行っております。修正箇所として、第二次佐賀市文化振興基本計画や、第三次佐賀市文化振興基本計画と漢数字で記載していたものを全て算用数字修正しています。これは、佐賀市総合計画や教育振興基本計画においても算用数字が用いられていることから修正をしております。

また、計画内で記載されている「文化連盟」を「佐賀市文化連盟」、「文化会館」を「佐賀市文化会館」にそれぞれ正式名称に修正しております。その他、用語の修正や統一も行っております。

それでは、計画の変更箇所を説明いたしますので、資料 11 ページから御覧ください。

資料 11 ページの表＜年齢（3 区分）別人口＞における、平成 12 年度と平成 22 年度の生産年齢人口（15～64 歳）の割合に誤りがあり、それぞれ、「65.2%」を「65.3%」に、「62.5%」を「62.6%」に修正しております。

12 ページは、本文の「文化会館」を「佐賀市文化会館」に、ひらがなの「さらに」を、漢字の「更に」としております。

また、「利用環境の充実を図る」としていたものを「利用環境の向上及び充実を図る」とし、新たに「向上」という言葉を追記しております。さらに、主な文化施設の表中の「図書館」と記載していた部分が、公立図書館と私立図書館の区別が分かりにくいとの指摘があったため、「公立図書館」と修正しております。

13 ページは、前回会議において、「第 4 章 文化振興の取組」における「第 4 節 地域に根ざした特色ある文化のまちづくり【基本目標 4】」の「(2) 身近な場で文化にふれることができる場所づくり」において、既存施設の空き部屋の活用などの記載を削除したことにあわせて本文を修正しております。また表の「文化会館」を「佐賀市文化会館」に修正しております。

15 ページも先ほどの内容と関連し、課題における「空きスペース等の利活用促進」を削除しております。

20 ページも本文を修正しており、こちらも前回会議において、「第 4 章 文化振興の取組」における「第 3 節 文化財の保存と活用による地域づくり【基本目標 3】」の「(2) 歴史遺産の保存と活用」における本文や主な取組みの内容を変更したことにあわせて修正をしております。

21 ページは、「佐賀市所在の指定文化財」のについて、「令和 2 年 4 月 1 日」となっていたものを「令和 2 年 4 月 30 日」とし、文化財の件数も修正しております。また、課題の部分についても、先ほどの内容と関連して、「文化財の指定促進」としていたものを「文化財の調査・研究や評価の充実」にしております。

22 ページは、本文における環境遺産の追跡調査の記載を「平成 29 年度の環境遺産の追跡調査では、そのうちの 191 棟が既に取り壊されています。」としていたものを「平成 21 年度の環境遺産の追跡調査では、そのうちの 161 棟が取り壊され、平成 29 年度の調査では、さらに 30 棟が取り壊されています。」と、経緯が分かるように修正しております。また、「22 世紀に残す佐賀県遺産」において、「馬場家住宅」と記載していたものが、佐賀市所有になったため、名称が「旧馬場家住宅」となりましたので、その旨を修正し、令和元年度に「旧百崎家住宅」が新たに登録されていたため、追加しております。

26 ページです。本文の最初に「本市には」と追記しております。また、本文の最後を「さらに、それぞれの文化財への案内サインの整備や交通機関の利便性向上を図るなどの取組を行っていく必要があります。」としていたものを「さらに、それぞれの文化財への案内サインの整備をするなど、各施設を訪れやすい環境を整える必要があります。」と修正しております。

32 ページは、計画において、この部分のみ「芸術文化」と記載していたため、他のページにあわせて「文化芸術」に統一しております。

41 ページです。こちらは前回の会議において、「質の高い」という言葉を「多様な」と記載できないかという御意見をいただいたため、御指摘のとおり修正しております。また、本文において「川副

ギャラリー」の記載がありましたが、支所庁舎の建て替えにより、ギャラリーは、閉鎖される可能性もあることから、その記載を修正しております。

42 ページは、41 ページと同じく「質の高い」を「多様な」という表現に修正しております。

43 ページは、第4章の事業方針の文言を修正したことにより、各項目を修正しております。

45 ページです。本文の「学校や地域と協力し」としていた箇所を「学校や地域、NPO と協力し」としております。また、主な取組の「子どもの文化芸術鑑賞の推進」の内容を前回の会議を踏まえて「子どもたちの豊かな感性を育むため、多様な文化芸術を鑑賞できる機会を提供します。」としております。

46 ページは、前回の会議を踏まえて、本文と主な取組の内容を修正しております。本文の前段を「本市の文化を振興していくためには、多くの市民が文化に触れ、活動を行っていく基盤づくりが必要となります。」を「本市の文化を振興していくためには、多くの市民が関心を持って、文化に触れ、活動を行っていく基盤づくりが必要となります。」と修正しております。

また、主な取組「文化の担い手の育成につながる支援」の内容を「担い手の育成につながる支援を行います。」としていましたが、前回の会議で委員の方から、「担い手の育成につながるきめ細やかな支援を行います。」といった表現にすることはできないかという御意見をいただきましたので、修正しております。

続きまして、47 ページです。事業方針を「(3)文化に親しむ機会の提供」から「誰もが文化に親しめる機会の提供」に修正しております。その理由として、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」や、この次の部分と関連する「多文化理解の推進」といった新たな社会情勢の変化等を踏まえて、このように記載しております。それにあわせて、本文や主な取組みを一部修正しております。

続きまして、48 ページです。事業方針を「(4)国際交流と多文化理解の推進」としております。また本文においては、オンラインについても追記しています。前回会議においては、「定住外国人」という用語を使用していましたが、市の他の計画等においては、「在住外国人」という言葉を用いられていたため、本計画においてもそのように記載しております。また、主な取組みにおいて、前回の会議において「学校教育での多文化理解の推進異文化理解の促進」としており、委員からそのような実績があるかについて御指摘がありましたので、お調べしたところ、近年、そのような実績はありませんでしたので修正しております。主な取組を「多文化に触れる機会の提供」とし、佐賀市の実情に沿う形で内容も修正しております。さらに、「多様な文化に触れる機会の提供」や「佐賀の文化に触れる機会の提供」については、市の事業方針に合致しない部分もありましたので、削除しております。そして、新たに、「在住外国人に対しての情報の提供」という主な取組みを追加しております。

続きまして、50 ページです。ここでは漢字と「文化連盟」を「佐賀市文化連盟」に修正しております。

52 ページです。前回配布資料に誤りがございましたので、事業方針を「(2)歴史遺産の保存と活用」に修正しております。

55 ページです。「(3)利用しやすい文化芸術活動の施設などの整備」として、本文における「充実」という用語を他課からの意見を踏まえて「向上」としてしております。主な取組みにおける「文化施設の整備・充実」の内容において、「誰もが」という言葉を追記しております。主な取組みである「各文化施設への交通アクセスの向上」の内容について、関連業務を行う部署と協議した結果、「来訪者が目的

の文化施設へスムーズに行くことができるよう、交通業者と連携して利便性向上に努めます。」と修正しております。

56 ページです。事業方針「(4)観光資源としての活用推進」の主な取組み「案内サインの整備」の内容について、指定文化財に特化したような記述となっていたため、前回議論いただいた内容を踏まえて、「指定文化財など」と範囲を広げております。また主な取組みの「文化財を中心とするモデルコースの設定」の内容についても、前回いただいた御意見を参考にし、「市民や観光客のニーズに合わせ県や近隣自治体とも連携した歴史遺産などを見て回れるモデルコースの設定を検討します。」としております。

続いて、事業方針「(5)企業、大学との協働による文化振興」の主な取組み「文化財の研究や保存に向けた企業や大学との協働」における内容について、他課と協議した結果、「企業や大学などと連携を図り、文化財の調査・研究や保存を行う体制づくりに努めます。また、本市には複数の大学があり、文化活動に取り組む学生などと協力して、文化の振興を図ります。」としております。

続きまして、58 ページの重点事業です。

「第 2 節重点事業の内容」の「(1)次世代につなぐ人材育成支援」として、本文を修正しております。本文を「幅広い世代に向けて、また障がいの有無や国籍に関わらず、さまざまな団体に対して、歴史・伝統文化の継承や文化芸術に関して、鑑賞、体験、学びができる機会を提供することで、次世代を担う人材育成を支援します。将来の文化の担い手となる人々が、感動したり、研鑽を積む機会を増やすことで、佐賀市の未来の文化振興につなげます。」と修正しております。

また、具体的な取組の「文化連盟」を「佐賀市文化連盟」に修正しております。

次に「(2)無形民俗文化財の記録・保存」として、前回会議の御意見を踏まえて、本文を「浮立や田楽などの無形民俗文化財のうち、佐賀市内では 12 件が指定文化財になっています。これらは古くから伝承されているもので、地元住民の方々によって保存・継承されています。しかし、近年、本来の祭りのあり方や芸能の所作などの伝承が危ぶまれています。このような状況下において、無形民俗文化財を適切に継承・保存していくために、正確な映像記録の作成をはじめ、さまざまな支援策を講じていきます。」としております。

重点事業(3)は、修正をしておりません。

「(4)東名遺跡の史跡整備及び埋蔵文化財センターの整備」については、前回の会議において、内容が伝わりにくいとの御意見をいただいたため、修正をしております。

本文を「約 8,000 年前の湿地性貝塚である東名遺跡は、現地に良好な状態で保存されています。東名遺跡への理解を深めるために、現地の整備とともに、ガイダンス施設の整備を行います。ガイダンス施設では、東名遺跡から大量に出土している日本最古級の編みかごや木製品などの遺物を展示します。

一方、佐賀市内各地から、毎年のように出土している貴重な遺物については、展示ができる施設がなく、その遺物のほとんどが保存されるだけとなっています。

この問題を解消するために、ガイダンス施設を埋蔵文化財センターとしての機能も兼ね備えた複合施設として整備することで、東名遺跡の遺物とともに市内各地の遺物についても、保存・活用を行います。」と修正しております。

つづきまして、5 つ目の重点事業「(5)文化施設の整備・活用」については、本文中頃に「SAGA サン

ライズパークの整備と連携した「公共施設」の改修を推進することで」と記載しておりましたが、「公共施設」を「佐賀市文化会館」と修正しております。また、文末を「新型コロナウイルス感染症拡大後の「新しい生活様式」の中においても、さまざまな感染症対策を行いながら、人々が交流し、活発な文化活動を行うことができるよう、文化施設の整備・活用について検討し、取り組んでいきます。」としております。

具体的な取組においては、前回の会議を踏まえて、「施設における案内表示等の多言語化をはじめとするユニバーサルデザインの推進」や「さまざまな文化鑑賞の機会等の提供による文化芸術に親しめる場の創出」を追加しております。

続きまして、62 ページです。本文の「関係部課」としていたものを「関係部署」と修正しております。また、下の図における【行政 佐賀市役所】の欄に【佐賀市教育委員会】を追記しております。

64 ページにおいては、「第 2 節 数値目標の設定」のそれぞれ数値について、リード文を追記しております。「(1)市民の文化に対する意識の向上」においては、「本計画の推進のため、市民の文化に対する意識の向上を図る数値目標を設定しています。数値目標については、本計画の上位計画である第 4 次佐賀市教育振興基本計画の成果指標と同一のものとし、その目標値(令和 6 年度)を掲載しています。

また、本計画における目標値(令和 7 年度)については、計画策定時点(令和 2 年度)において、新型コロナウイルス感染症の拡大が続き、収束の見通しが立たないことから、令和 6 年度と令和 7 年度の数値目標を同じ割合にしています。」と追記しております。「(2)市民の文化的な行動に対する数値目標」においては、「佐賀市文化会館及び東与賀文化ホールは、佐賀市の文化活動の中心となる施設です。両施設の入場者数を市民の文化的な行動に対する数値目標として設定しています。」と追記しております。東与賀文化ホールの令和 7 年度の数値目標を「56,000 人」から「57,000 人」に修正しております。

付録の「(6)社会教育施設等」を最新の数値に修正しております。

以上が説明となります。

○委員長

事務局から、前回会議において委員のみなさまから御指摘いただいた箇所 of 修正を反映した箇所について、説明がありましたが、それに対して、御意見や御質疑がありましたらお願いします。

○委員

3 点あります。

1 つ目は、「第 4 章文化振興の取組」「第 1 節文化を通じた人づくり【基本目標 1】」の「(4)国際交流と多文化理解の推進」における主な取組み「在住外国人に対しての情報の提供」の内容において、「生活に必要な情報を提供し」となっており、このような書き方だと、多文化理解の推進に結びつくようには読み取りにくく、生活に困ったときの相談や支援を行うといった印象を与えてしまうため、文化振興基本計画に掲載する内容としては適さないと思います。

2 つ目は、58 ページの重点事業の「第 2 節重点事業の内容」における「(1)次世代につなぐ人材育成支援」の「幅広い世代に向けて、また障がいの有無や国籍に関わらず、さまざまな団体に対して、歴史・伝統文化の継承や文化芸術に関して、」となっておりますが、文章の内容が分かりにくいので、

整理することはできないでしょうか。

最後に、60 ページ「(5)文化施設の整備・活用」において、「新型コロナウイルス感染症拡大後の「新しい生活様式の中においても、さまざまな感染症対策を行いながら」となっておりますが、拡大後という言葉は、現在拡大しているのか、それとも今後拡大していくのか、意味が分かりにくいと思いますので、文章を整理していただけないでしょうか。

○事務局

御指摘を踏まえて、修正案を検討します。

○委員

2点あります。1つ目は59ページの「(4)東名遺跡の史跡整備及び埋蔵文化財センターの整備」において、「この問題を解消するために、ガイダンス施設を埋蔵文化財センターとしての機能を兼ね備えた複合施設として整備することで」となっていますが、「東名遺跡のガイダンス施設」と記載した方が良いと思います。

2つ目は「第6章計画の推進に向けて」「第2節数値目標の設定」における「(1)市民の文化に対する意識の向上」の説明で、「新型コロナウイルス感染症の拡大が続き、収束の見通しが立たないことから」記載されていながら、令和6年度や令和7年度の目標値を令和元年度より大きくして良いものでしょうか。

○事務局

1点目は御指摘の内容を踏まえて修正いたします。

2点目については、市として、目標値を持っておくことも必要であるため、令和元年度より大きい数値を掲載したいと考えております。本文中の記載を「収束の見通しが立たないことから」ではなく、別の適切な記載に変更できればと思います。

○委員

22ページの②指定文化財以外の歴史遺産について、286件あった歴史的建造物が、95件しか残っていないとのことですが、市としてはその課題をどのように認識されているのでしょうか。

○事務局

市としては、様々な支援制度等を活用しながら保存に向けて交渉をしているのですが、維持費等の問題から、なかなか保存や継承に繋がっていない部分もあり、場合によっては、記録保存の調査等を実施しています。

○委員

歴史的建造物については、他の計画等で記載されたりしていないのでしょうか。

○事務局

佐賀市歴史的風致維持向上計画においては、佐賀城下町が重点区域として設定されており、柳町などは、景観形成地区として、外観の保全等に対して補助があるのですが、それ以外の場所だと対象外となるため、他の支援制度を御案内しているのですが、やはり維持費等の問題が出てきております。

○委員

佐賀市は城下町の区画は残っていますが、建物が残っていないという課題があります。行政ができることにも限界がありますので、まずは、様々な立場の人が議論する場あればと思います。啓蒙だけではなく、全員でまちづくりについて考えていけるような機運が高まればと思います。

○委員

文化財と歴史的な遺産の間の問題なので、生活されている方の事情等が優先されてしまう印象があります。

○委員

そこに住まれている方が、残していきたくと思えるような方法があればと思います。残していきたく思われている方もいらっしゃるのでしょうか。

○事務局

残したいと考えている方もいらっしゃるので、寄付をしていただいた事例もありますが、全てを寄付してもらうのは難しいと思います。

○委員

そこで生活している人のことを考えると、残してほしいとお願いすることも難しいと思います。

佐賀県内で重要伝統的建造物群保存地区となっている、有田町や嬉野市塩田、鹿島市などを見ると、建物がまとまって景観を形成していますが、1軒、2軒の建物だけを残すというのは難しいと思います。

○委員長

何を残して、何を作っていくか考えていく必要があるかもしれません。

その他に意見がなければ事務局にお返しいたします。

○事務局

ありがとうございました。それでは、事務局から今後のスケジュールについて御説明いたします。

今回御指摘いただいた箇所を修正した後、パブリックコメントを実施したいと考えております。

パブリックコメントの期間は12月末から1月末までを予定しております。その結果を踏まえまして次の会議を開催したいと考えております。

これを持ちまして第4回佐賀市文化振興基本計画策定員会を終了いたします。本日はありがとうございました。